

## 鳥取大学工学部技術部学外業務に関する申し合わせ

(平成20年11月10日技術部実務管理委員会承認)

工学部技術部では、技術職員が依頼業務以外で学外において業務に従事する場合、状況を把握・記録するため、下記のように取り扱うものとする。

### 記

1. 工学部技術部で取り扱う学外業務は、次のとおりとする。
  - (1) 科研，地域貢献事業等に係わる業務
  - (2) 技術部業務
  - (3) その他，技術部長が認めた業務
2. 前項に該当する学外業務に従事する場合は、「学外業務届出書」(様式3)に所定の事項を記入の上，技術長に提出するものとする。
3. この申し合わせに定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

### 附 記

この申し合わせは，平成20年11月10日から施行し，平成20年10月1日から適用する。

[ 様式 3 ]

学外業務届出書

平成 年 月 日

鳥取大学工学部  
技術部長 殿

鳥取大学工学部技術部  
所属 系技術グループ  
職名  
氏名 印

下記のとおり従事しますので届け出ます。

業 務 区 分	技術部 科研等 社会貢献事業 その他( )
従 事 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
同 行 従 事 者	
従 事 場 所 ( 住所・名称 )	電話 ( )
従 事 内 容	
緊急時の連絡先	従事場所 自宅 携帯電話 その他 ( ) ( )
認 印	平成 年 月 日 技術長 印